

① 透析に関わるスタッフの充実をお願いします。

(臨床工学士・看護師・助手等)

(答)

- 我が国における腎疾患患者は年々増加傾向にあり、腎不全による死亡者数は死亡原因の第8位を占め、国民の健康に重大な影響を及ぼしています。

- このため、厚生労働省では、慢性腎臓病特別対策事業を設けており、都道府県において、その事業を活用して、透析を含む慢性腎臓病対策を担う医療従事者に対する研修等に取り組んでいます。

- なお、都道府県においては、都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、看護師等養成所運営事業等の医療従事者の確保に関する一般的な事業を実施しています。

(健康局がん・疾病対策課)

(医政局地域医療計画課)

② 長期透析による動脈硬化とサルコペニアの予防のために透析患者に腎臓リハビリテーションを診療報酬として認めてほしい。

(答)

- 1 我が国の医療保険制度においては、国民皆保険の下、必要かつ適切な医療は基本的に保険診療の扱いとしており、
 - ① 治療と疾病の関係が明らかであり、
 - ② 治療の有効性・安全性等が確立している治療を、保険適用することとしています。

- 2 医療技術に関する診療報酬については、内科系や外科系の学会等から提出された要望を、診療報酬調査専門組織の医療技術評価分科会において検討し、その意見を踏まえて中央社会保険医療協議会において議論を行い、技術の導入や評価の見直し等を行っているところです。

- 3 ご指摘の腎臓リハビリテーションについては、関連学会等からの要望があった際には、適切に検討してまいります。

(保険局医療課)

③ 各透析施設の通院送迎を診療報酬として認めてください。

(答)

1 診療報酬は、保険医療機関が行う療養の給付に対する対価として支払われるものです。通院送迎は療養の給付ではないため、診療報酬の対象となりません。

2 なお、

① 被保険者等が疾病等により移動することが著しく困難であって

② 医師の指示により一時的、緊急的な必要があって移動せざるを得ないときに

その病院等までに要した交通費を医療保険上の移送費として支給することができますが、通院など一時的、緊急的とは認められないときは支給対象とはなりません。

(保険局医療課)

(保険局保険課)